

田原本町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

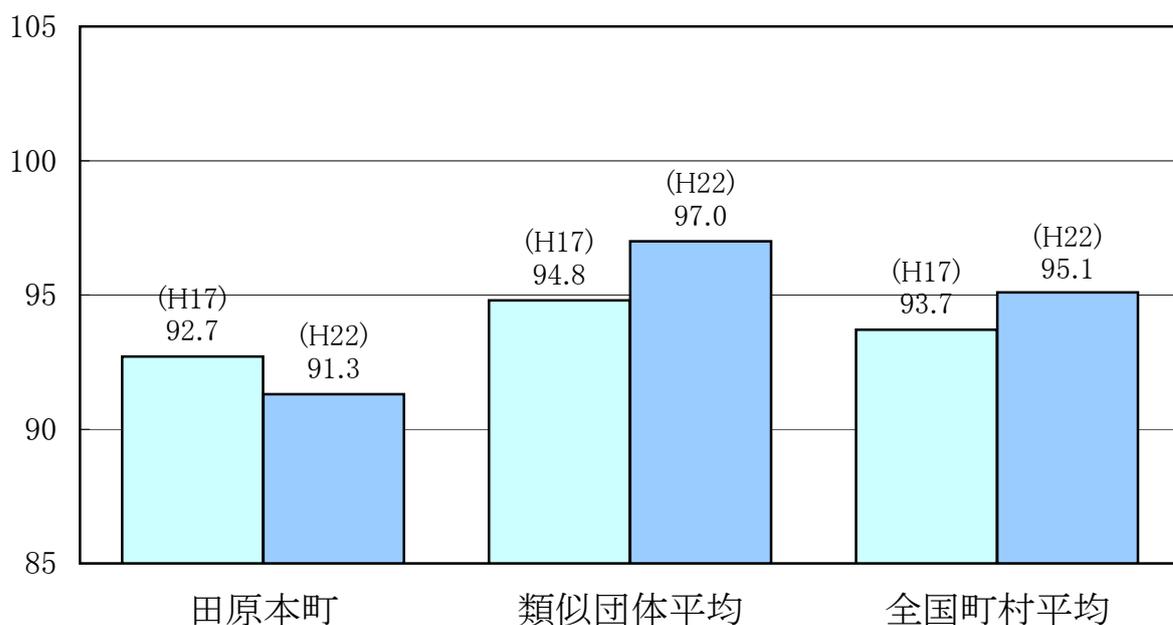
区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	32,830	10,280,966	377,034	1,902,961	18.5	19.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
21年度	237	839,377	160,535	330,218	1,330,130	5,612	5,970千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職級料表の状況（22年1月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200			
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400			

- (注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
田原本町	44.0 歳	324,900 円	383,546 円	369,576 円
奈良県	44.2 歳	346,636 円	430,396 円	386,834 円
国	41.9 歳	325,579 円	— 円	395,666 円
類似団体	43.2 歳	328,371 円	385,261 円	361,176 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
田原本町	43.4 歳	30 人	231,346 円	266,240 円	256,176 円	—	—	—	—
給食調理員	43.0 歳	6 人	214,016 円	239,466 円	239,466 円	調理師	42.1 歳	253.1 千円	0.95 県
用務員	50.1 歳	9 人	212,188 円	252,233 円	239,911 円	用務員	53.8 歳	213.6 千円	1.18 国
清掃員	39.0 歳	14 人	248,450 円	305,735 円	278,385 円	廃棄物処理業	44.6 歳	294.0 千円	1.04 国
その他	41.1 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 千円	—
奈良県	50.0 歳	163 人	363,137 円	420,277 円	405,960 円	—	— 歳	— 千円	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	— 円	322,291 円	—	— 歳	— 千円	—
類似団体	48.5 歳	17 人	289,260 円	315,877 円	306,337 円	—	— 歳	— 千円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
田原本町	—	—	—
給食調理員	3,560 千円	3,423 千円	1.04
用務員	3,479 千円	3,008 千円	1.16
清掃員	4,083 千円	4,085 千円	1.00
その他	—	—	—

※人数が3人以下である平均給与月額等の欄は、個人情報保護のため表示していません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成19年～平成21年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田原本町	30.1 歳	250,124 円	283,593 円
奈良県	46.1 歳	384,395 円	432,163 円
類似団体	41.3 歳	308,664 円	334,118 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		田原本町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	円	140,100 円
技能労務職	高校卒	152,600 円	円	—
	中学卒	137,200 円	円	—
	清掃員、用務員、給食調理員等の初任給は、年齢、経験により129,200円以上225,000円以下の範囲で決定	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	192,800 円	円	—
	短大卒	164,400 円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

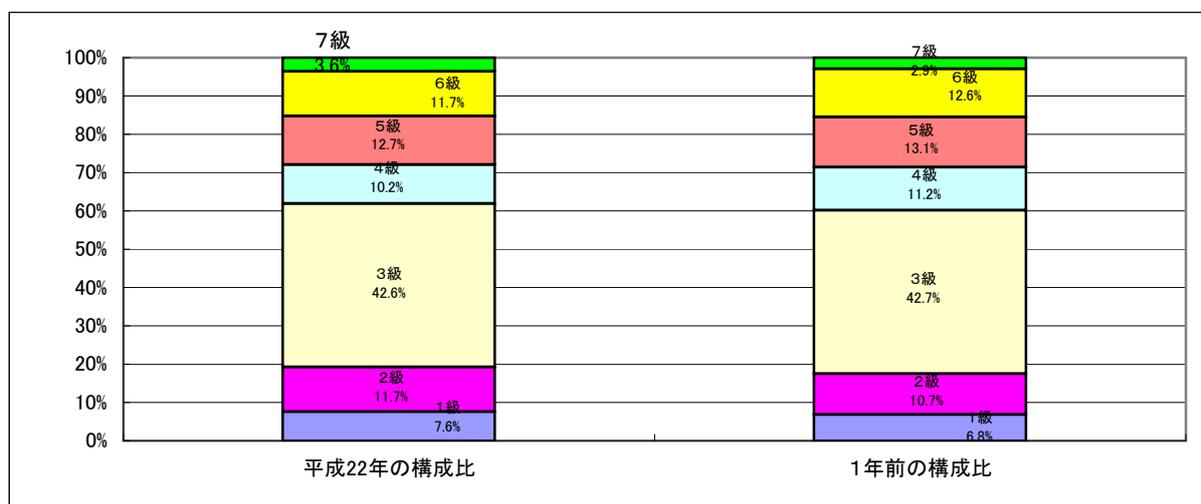
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400 円	290,100 円	322,100 円
	高校卒	210,200 円	250,400 円	— 円
技能労務職	高校卒	187,300 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	268,300 円	332,900 円	— 円
	短大卒	261,200 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	15 人	7.6 %
2 級	主事	23 人	11.7 %
3 級	係長、主査、副主査	84 人	42.6 %
4 級	係長	20 人	10.2 %
5 級	課長補佐、所長補佐	25 人	12.7 %
6 級	課長、局長、所長、主幹	23 人	11.7 %
7 級	部長、参事、教育次長	7 人	3.6 %

- (注) 1 田原本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田原本町	奈良県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,386 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,781 千円	— 千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

田原本町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	国と同様		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	0 千円	18,450 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		28,346 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		119,603 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域	3 %	237 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		4,953 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		260,684 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		8.01 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	日額1,000円以内
ごみ処理作業従事手当	環境管理課のごみ処理作業に従事する職員	ごみ処理作業	月額20,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	31,460 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	182 千円
支給実績（平成20年度決算）	29,988 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	164 千円

(6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	配偶者 月額13,000円 その他親族 月額6,500円など	同	—	34,704 千円	291,630 円
住居手当	借家 最高限度額 月額27,000円	同	—	8,599 千円	286,633 円
通勤手当	片道2km以上に限る ○交通機関利用 6ヵ月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて月額2,000～24,500円	同	—	12,165 千円	76,993 円
管理職手当	部長級 月額64,442円 課長級 月額51,108円 園長 月額43,810円 課長補佐級 月額40,370円 主任教諭級 月額33,320円	異	国 46,300円～ 139,300円	36,129 千円	622,913 円
宿日直手当	日直手当日額 4,200円	同	—	1,033 千円	勤務1日当たり 円 4,200

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区分	給料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	880,000 円	920,000 円 / 492,000 円
	副町長	750,000 円	760,000 円 / 468,000 円
報酬	議 長	380,000 円	499,000 円 / 227,000 円
	副 議 長	335,000 円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	320,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期末手当	町 長	(平成22年度支給割合) 2.95 月分	
	副 議 長	(平成22年度支給割合) 3.1 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	給料月額×在職年数×520/100	1,830万円 任期毎又はは在職期間毎
	備考	給料月額×在職年数×330/100	990万円 任期毎又はは在職期間毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

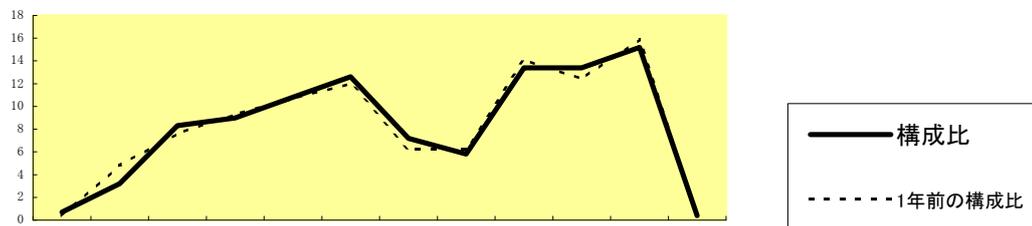
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議 会	3	3	0	
	総 務	54	52	▲ 2	事務の統廃合による
	税 務	21	19	▲ 2	事務の統廃合による
	民 生	22	22	0	
	衛 生	43	39	▲ 4	事務の統廃合による
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	7	6	▲ 1	事務の統廃合による
	商 工	1	2	1	
	土 木	16	15	▲ 1	事務の統廃合による
	小 計	167	158	▲ 9	
特別行政部門	教 育	81	79	▲ 2	育児休業者の配置換えによる
	警 察			0	
	消 防			0	
	小 計	81	79	▲ 2	
公営企業計等部門	病 院			0	
	水 道	15	14	▲ 1	退職者補充なしによる
	交 通			0	
	下 水 道	9	9	0	
	そ の 他	18	17	▲ 1	不補充による
	小 計	42	40	▲ 2	
合 計		290 [331]	277 [331]	▲ 13 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 9	人 23	人 25	人 30	人 35	人 20	人 16	人 37	人 37	人 42	人 1	人 277

(3) 職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

年度 部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	172	166	170	165	172	158	▲ 14 8.1%
教育	97	99	100	94	100	79	▲ 18 18.6%
消防							
普通会計計	269	265	270	259	272	237	▲ 32 11.9%
公営企業等会計計	44	42	39	44	42	40	▲ 4 9.1%
総合計	313	307	309	303	314	277	▲ 36 11.5%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 742,095	千円 ▲31,095	千円 90,737	% 12.2	% 14.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成20年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 14	千円 57,972	千円 9,705	千円 23,060	千円 90,737	千円 6,481	千円 6,820

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
田原本町	48.0 歳	347,321 円	432,600 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田原本町		田原本町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,564 千円		1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,386 千円	
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.7)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.7)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

田原本町			田原本町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	国と同様		その他の加算措置	国と同様	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	0 千円	29,432 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	18,450 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		1,893 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		135,214 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
町内全域	3 %	14 人	3 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
町内全域	3 %	3 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げられています。

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
該当なし			

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	930 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	93 千円
支給実績(平成20年度決算)	1,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	117 千円

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 その他親族 月額6,500円など	同	—	2,710 千円	194,000 円
住居手当	借家 最高限度額 月額27,000円	同	—	700 千円	50,000 円
通勤手当	片道2km以上に限る ○交通機関利用 6ヵ月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて月額2,000~24,500円	同	—	638 千円	46,000 円
管理職手当	部長級 月額64,442円 課長級 月額51,108円 課長補佐級 月額40,370円	異	国 46,300円~ 139,300円	2,414 千円	172,000 円
宿日直手当	—	—	—	— 千円	— 円

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務条件、休憩時間の概要（平成22年4月1日現在）

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までの1日8時間、週40時間です。別に60分の休憩時間があります。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。
(各年1月1日から12月31日)

平成21年の平均取得日数
10.1

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。主要なものは次のとおりです。

種類	付与日数
公民権行使や証人などに出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日
結婚休暇	5日
子の看護休暇	5日
夏季休暇	4日

(4) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限の時間勤務することが免除されます。

平成21年取得者数	23人
-----------	-----

(5) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

(平成21年度)

	取得者数
育児休業	13
部分休業	2

10 職員の分限処分・懲戒処分の状況

(平成21年度)

①分限処分

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。
心身の故障により休職処分とした者=1人

②懲戒処分

「懲戒処分」とは、公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追及して行う処分です。
公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者=7人

1.1 職員の服務状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成などに関与する等の政治的行為が禁止されています。

1.2 職員の研修状況

職員に高度な専門知識、技術などを習得させるため職員を研修機関等へ派遣しています。

1.3 職員の福祉・利益の保護の状況

- ① 町の常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付（保健・休業・災害・附加）と長期給付（年金）を受けることができます。なお、幼稚園教諭、給食調理員、学校用務員など一部の職員は、公立学校共済組合に加入しています。
- ② 職員が公務による災害で病気になったり死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。
- ③ 職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施するとともに、町の産業医等の指導により職員の健康に配慮しています。

1.4 公平委員会への措置要求・不服申立の概要

職員は、勤務条件その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服申立てを行うことができます。

平成21年度は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。